

土壌汚染情報公開台帳

整理番号	108-22001	調製年月日・契機	令和4年4月18日	第116条第1項第1号、第116条の3第1項	
所在地	江東区東陽五丁目7番28		(地番)	江東区東陽五丁目31番19号 (住居表示)	
訂正年月日・契機	令和6年1月26日・第116条の3第1項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	株式会社スズキ自販東京江東サービスセンター(令和3年5月30日 日主要な施設の一部除却)	面積	23.72 m <sup>2</sup> (汚染地)	1,536.92 m <sup>2</sup> (調査)	
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		盛土			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要 届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考		令和6年1月17日 汚染地面積変更 (663.60m <sup>2</sup> →23.72m <sup>2</sup> )			
土壌の汚染状況	報告受理年月日	調製・ 訂正回	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和3年10月12日	調製	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社ダイセキ環境ソリューション
		訂正1		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

